

サプライチェーンの適正化に関する 国際的規制(人権監視法)の最新情報と、 日本企業の対応策

～日本企業の英国現代奴隷法上の開示事例の分析、「豪州版現代奴隷法」の制定、そして、更に強力な「オランダ版児童労働デューディリジェンス法」の制定の動きを含む最新情報の解説と、聴講者を交えた事案対応シミュレーション～

講師 くらもと さこん **蔵元左近 氏** オリック東京法律事務所・外国法共同事業所属
弁護士・米国ニューヨーク州弁護士

日時 平成30年4月5日(木) 午後2時00分～午後5時00分

多くの日本企業が海外展開を本格化する中、サプライチェーンは多国籍化・多層化していますが、その管理・対応は容易ではなく、関連するリスクは飛躍的に増大しています。このような中で、特に欧米各国では、企業の原料調達先等のサプライチェーンにおいて人権侵害が生じていないか否かを監視(透明化)する、いわゆる「人権監視法」が続々と制定され始めており、グローバル・コンプライアンスないし国際的危機管理、ひいてはグループガバナンスに関する重要なトピックの一つとして、日本企業の対応の必要性が高まっています。

この内、英国現代奴隷法は、2015年に施行され、英国企業のみならず、日本企業を含む英国外の企業も、英国所在の子会社とは別に、本社ないしグループとして独自にステートメントを開示しています。そこで、今回は、日本企業(本社・グループ)の開示例の分析を行います。

また、最近では、オーストラリアで、同国版の現代奴隷法を制定する動きが加速している他、オランダでは、児童労働対策を目的として、同国の消費者向けに商品・サービスを提供する国内外の企業にデューディリジェンスの実施を義務付ける法案が同国議会の下院を通過し、現在上院で審議中です。このオランダの新法は、デューディリジェンスの実施の義務付けや、同国に拠点をもたない企業への適用を規定しており、かつ、違反した場合は企業責任者に禁錮刑が科されることにもなり得るため、日本企業として準備・対策を取ることが急務と思われる。そこで、今回は、両国の新法(案)の概要と、日本企業の取るべき対策等についても解説します。

さらに、今回は、仮定のケースを基に、日本企業の担当者としてどのような対応をすれば良いのかのシミュレーションを行い、聴講者の皆様に対応策を検討・議論して頂きます。

- 1 人権監視法の制定についての国際的な動向(概観)
 - 2 日本企業の英国現代奴隷法に基づく開示例の分析
 - 3 オーストラリア版現代奴隷法を制定する動き
 - 4 オランダ版児童労働デューディリジェンス法を制定する動き
 - 5 フランス、スイス等のその他の国の法令の動向
 - 6 仮定のケースを基にした事案対応シミュレーション
- ～質疑応答～

※法律事務所関係者のご出席はご遠慮ください。

【講師紹介】米国・シンガポールでの駐在経験を生かし、国内ならびに海外での投資・M&A、コンプライアンス、紛争案件等の企業法務全般を取り扱う。とりわけ近時は、海外展開する日本企業のニーズを踏まえ、ガバナンス体制の構築についての助言、グローバル・コンプライアンス体制の強化プランの策定、ステークホルダー(労働者・労働組合・現地住民・サプライヤー・国際NGO等)への対応を含む危機管理案件、ESG関連法務にも注力している。サプライチェーンの適正化を図る各国の法令、国際的規範・基準、関連するILO条約、東南アジア各国の労働法等に精通している。

主な著作、論文等:『最新クロスボーダー紛争実務戦略』(共著、2016年7月)、「ステークホルダー対応の最前線」(『New Business Law』、2016年1月から連載)、「日本企業のための海外進出マニュアル」(『帝国ニュース』、2015年11月から2016年3月まで隔週連載)、「改正会社法施行規則及びコーポレートガバナンス・コード下におけるグローバル・コンプライアンス体制の整備—監査役会設置会社の視点から—」(『会社法務A2Z』、2015年10月)、「グローバル・コンプライアンス体制の強化プラン」(『ビジネス・ロー・ジャーナル』、2015年10月)、『日本企業のためのシンガポール進出戦略ガイドQ&A』(共著、2014年12月)、『逐条解説信用金庫法』(共著、2007年)、『企業法務判例ケーススタディー300』(共著、2007年)。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**
■後援 **金融財務研究会**

<http://www.kinyu.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/keichoken>

Twitter: <https://twitter.com/#!/keichoken>

Blog: <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成30年4月5日(木)
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,600円
(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱東京UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

サプライチェーンの適正化に関する国際的規制
(人権監視法)の最新情報と、日本企業の対応策
4/5

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 *セミナーコード 0637 (Law-300637) (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。